

一般社団法人 品川青色申告会 会報



(一社) 青色ニュース 8・9・10月 合併号



一般社団法人 品川青色申告会

〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F

TEL: 03-3474-7564(代) FAX: 03-3458-2616

最新会報ホームページから閲覧可
最新情報フェイスブックで公開中
下記ワード検索又はQRコードで！
「品川青色申告会 フェイスブック」



ホームページの
QRコード(黒)



フェイスブックの
QRコード(青)

地域により会報の配付が遅れる場合があります。届くのが非常に遅い場合は、お手数ですがご連絡下さい。



【請願書の写し】

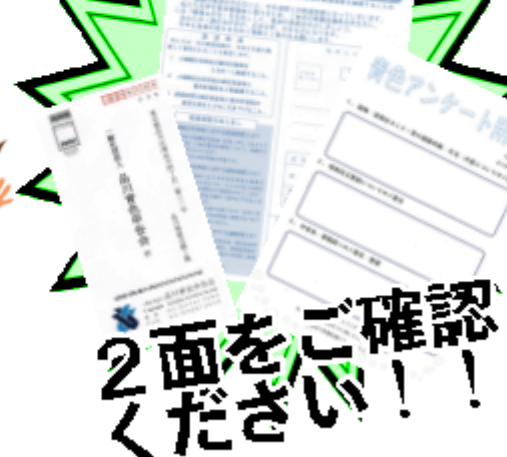
石田 秀男 議員、本多 健信 議員、
芹澤 裕次郎 議員、小芝 新 議員、
木村 健悟 議員、金野 孝子 議員、
(紹介議員署名順)

本年も納税者の税負担を少しでも軽減する為、8月24日(月)に「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」を当会の会員である区議会議員の皆様を紹介議員として品川区議会議長あてに請願書の提出をいたしました。
議員の皆様ご協力ありがとうございました。

併せて9月2日(水)に「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情」を市川会長より品川区の濱野区長へ、陳情書を手渡しさせていただきました。(濱野区長との対談の様子は3面に掲載)
今後は、都議会への陳情・請願を行う予定です。

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について請願・陳情を行いました！

**あなたの一通が
大きな力になる**



**年内の受付
時間変更中！
必ず4面を
ご確認下さい。**



濱野区長(左) 市川会長(右)

陳情ハガキ・青色アンケートにご協力下さい

東京都内の青色申告会では、毎年、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続に関する要望運動を行っております。この軽減措置は措置法(1年限りの法律)の為、毎年請願・陳情を行う必要があります。

そこで、本年も会員の皆様より『固定資産税等の軽減措置継続の要望に関する陳情ハガキ』の記載にご協力頂き、要望運動を行っていきたくと存じます。

また、現在品川会では、新型コロナウイルス感染防止の観点より、残念ながら例年開催しております会員旅行や各種イベント等を開催することができず、各種開催の有無や方法について模索しております。

そこで、会員の皆様より「新しい生活様式」を踏まえた会活動について、どのような形式で行えばよいか、「ご意見を募り協議していきたく」と存じます。

また、皆様が所属する町会や団体等では、どのような活動やコロナウィルス対策を行っているか等も参考にさせていただきたく、広くご意見をお待ちしております。

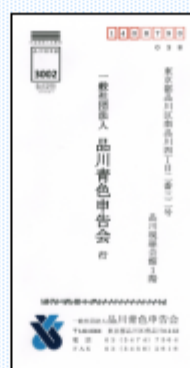
併せて、税制改正要望・会、事務局への意見等もございましたら、忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。今後の品川会のためにも、ぜひ同封いたしました「青色アンケート」用紙へ皆様のご意見をお寄せください。

お手数ですが、ご記入後、同封しました返信用封筒にて、固定資産税等・陳情ハガキと併せて投函いただくか、事務局まで直接お持ち下さい。宜しくお願い申し上げます。

※ご意見・ご要望等は、各委員会や各種会議等にて報告致します。

※報告の関係上、令和2年11月末までの締め切りとさせていただきます。

【1】 今月同封の下記をチェック！



返信用封筒



陳情ハガキ



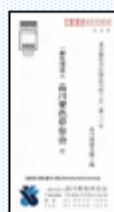
青色アンケート

今月号に陳情ハガキ、青色アンケートが同封されています。

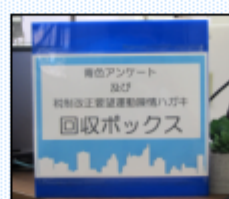
【2】 陳情、アンケートにご協力を！



【3】 受付は 11 月末日締切！



11 月末日までに郵送、又は、
直接事務局にご持参下さい。



青色な会長日記

～5ページ目～

初秋の候、新型コロナウイルスはいまだ終息せず、会員の皆様におかれましては感染防止に大変な努力をされていると存じます。

現在、品川青色申告会でも皆様同様、感染拡大防止に最大限の注意を払い、事務局では3密を防ぐ定期的な換気や消毒、来局予約制等による対策を行っています。

会の活動にしましては、従来の各種イベントや研修会といった様々な行事開催を断念しており、特に毎年好評をいただいている青色バス旅行や当会創立70周年という節目を迎えた記念行事に関しても開催の目途がたらず、楽しみにお待ちいただいている会員の皆様のお顔を拝見できないのは寂しい限りです。一刻も早く平穏な日常に戻ることを日々願っております。

さて、今月号に同封しましたアンケート用紙につきましては、今後の会活動をどのようにすればよいのか、また、本会の活動目的のひとつでもあります税制改正要望と併せて皆様のご意見を伺い、会活動に役立てる所存でございます。ぜひともご協力をお願いいたします。

ところで、このコロナ禍の中で国や都などから助成金や協力を金を受けとれる制度が多種多様にわたり創設されています。

それら申請は、ご自身で行っていただく必要がありますが、制度内容や申請方法など、ご不明な点がございましたら、一人で悩まずにぜひ事務局までご相談ください。

コロナと共存する生活様式は不自由ですが、もう少しの辛抱と信じてこの状況と一緒に乗り越えていきたいと思います。

会長 市川 秀平



当日の意見交換の様子です。
和やかな雰囲気です区長と対談しました！

令和2年9月2日(水)

東京都の青色申告会全体で行っている税制改正要望運動の一環である『固定資産税などの軽減措置の継続』に関して、濱野品川区長へ陳情書を手渡ししました。(1面参照)

その後お忙しい中、お時間を割いて頂き、濱野区長と意見交換が、区長室にて実現しました。

濱野区長からは「納税者の税負担を少しでも減らすことは、このコロナ禍の中、経済を回す意味でも重要なこと」などの発言がありました。

また、品川区における新型コロナウイルスの感染状況や新しい生活様式についても意見を交わし、大変実りのある有意義な意見交換となりました。

濱野区長には公務ご多忙の折、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。

中止・延期のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、以下の行事等に関して中止・延期いたします。

～年内の行事～

『会勢拡大会議』…中止決定

※感染防止を踏まえ積極的に活動予定。

『区民セミナー』…中止決定

『品川夢さん橋』…不参加決定

『70周年記念行事』…延期決定

～来年の行事～

『決算・申告ポイント説明会』…中止決定

対外活動報告

- | | | |
|-------|---------------------------|------------------|
| 7月21日 | 税務協力6団体による税務連絡協議会 | 出席 |
| 29日 | 東京青色申告会連合会理事会 | 出席 |
| 8月4日 | 理事会 | |
| 18日 | 三者協議会(税務署・税理士会・青色申告会) | 出席 ※令和2年度代理送信の確認 |
| 9月2日 | 品川区長へ固定資産税軽減措置延長に関する陳情書提出 | |



品川 空(ソラちゃん): 葵ちゃんの妹。姉とは仲良しな、しっかり者。最近はコスメのランキングに興味津々です。

年内サポート等の受付時間

【午前予約：9時～11時まで】 【午後予約：13時～15時まで（決算申告以外は16時まで）】

【年内電話受付：午前9時～午後16時まで（午後16時以降電話は繋がりにません）】

午前の部	
9時～	【サポートなど開始】
～11時	【サポート受付終了】 ・予約の有無を問わず 各種サポート受付終了
～12時	【支払・受取の受付終了】 ・各種お支払い受付終了 ・書類受取受付終了

午後の部	
13時～	【サポートなど開始】
～15時	【サポート受付(原則)終了】 ・予約の有無を問わず 決算申告サポート受付終了 ・ご予約されていない方の サポート受付終了
15時 ～ 16時	【サポート受付(例外)終了】 ・決算申告サポート以外で ご予約された方の受付終了 【支払・受取の受付終了】 ・各種お支払い受付終了 ・書類受取受付終了

年内の事務局運営 ご注意下さい！



ごめんなさい！
年内は午後4時までしか
電話がつながりません



★新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年内の受付時間などが上記の通り変更されております。

また、年内は午後4時でお電話の受付を終了しております。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。

★今後の感染状況に応じて職員の出社調整を行い、サポートの人数調整を行わせていただきます。

また、営業時間などが大幅に変更される可能性があります。

★ご来局される方は事前のご予約を強く推奨いたします。なお、ご予約頂いていない方はお断りする場合があります。

ご来局される前のお願い！！

重要なお願い

発熱をされている方・
体調が優れない方は、
回復してからのご来局に
ご協力下さい。



年内予約制

～ご来局される皆様へ～

現在、品川青色申告会は、
予約制となっております！



事務局では**感染拡大防止対策**を行っています。
ご来局される際は**ご協力下さい！！！！**

自動噴射機



受付の横にアルコール
自動噴射機を設置して
おります。

今後の予定

以下を予定しています

- 1、サーマルカメラを導入予定
- 2、待合室スペースの拡大予定
- 3、サポート席の改善予定 等



マスク着用
のご協力を！



マスク着用

定期的な消毒



飛沫感染防止対策済み！
定期的にアルコール
消毒も行っています！

定期的な換気



アクリル板設置



【予めご了承下さい】

換気による外の騒音、マスク
着用やアクリル板設置による
弊害として、声が聞き取りづ
らくなっています。

レイ702-65万円大戦④・ボスの敗北

「これまでのあらすじ」

全世界白色申告化計画を企てる悪の組織白色会の元刺客「スマイル」は、青色探偵「ボス」が使う青色申告の力に敗れ、青色の素晴らしさを認めて改心した。

その後スマイルはボスの下へ助手として押し掛け、真面目に働いていたのだが、ある改正税法の秘密を知り、ボスの力が令和2年から弱体化する方法を偶然知ってしまう。再び魔道に落ちたスマイルは、青色申告の力が備わる、魔法の薬『青成り』を盗み、自らも強大な力を手に入れた。そして、ついに対峙する二人！

青色の力を極限に高め、お互いに青色申告奥義「青色申告特別控除」を繰り出す！

しかし：電子申告を行えないボスが放つ「青色申告特別控除」は、65万円から、55万円にその力の一部が奪われていた！一方、スマイルは電子申告を使いこなし奪った10万円の力を加算し、65万円控除の力を最大解放した！！やはり10万円の差は大きい：力を奪われたボスには最早勝ち目がなく、一瞬で勝負が付いたのだ。

古き紙の力は、すでに五十五万円控除へと力を失った！

それでは、そなた達我と一緒に新たな六十五万円控除へ：電子申告による覇道を突き進むが良い

そ、そんな、力が、出ない！

青色探偵
ボス

探偵助手
(元白色会刺客)
「スマイル」

そうか……
ワタシは、
負けたんだな……

パソコン習つとけば
よかったなあ……

青色の力を十万円
奪われてしまった……

かろうじて残ったのは
五十五万円控除の力……
今のワタシに
電子申告は無理だ……
もう……勝ち目がない……

①戦いに敗れ気絶したボス……
目覚めた彼の心に到来したのは、過ぎし日に対する後悔の念……

②力を奪われた彼は、一夜にして白髪の老人姿になってしまった。雨に濡れ、下着姿で海岸をひたすら彷徨うボス。『電子申告ができない私は、もう65万円控除の力が二度と手に入らないのだろうか……？』

③『所持金は残り200円。どうしよう、誰か助けてくれ……そうだ!! アンジュならお金を貸してくれるかもしれない!!』葉をもつかも思いで、かつての相棒「アンジュ」が滞在している教会へ向かった。

絶望に打ちひしがれた
ボスであったが……
葉をもつかも思いで
かつての相棒に
救いを求めに行った……

④再会の喜びもつかの間、不思議な力を持つアンジュは、すでに事情を把握していた。彼女はボスが金を無心する前に強い口調で諭す。

「迷えるボスよ……直ぐに品川青色申告会へ行きなさい!! 確定申告期のみ授かる事ができる、税金の神々の御力「神器・代理送信」をお借りするのです! 早く事務局で神々と契約を結ぶのです!! さあ、お行きなさい!! 早く!! ほらっ!!」
……そんなこんなで、申し込みするだけで神々が電子申告を行ってくれる「神器・代理送信」を契約しに品川青色申告会へボスは向った。ボスは呟く『残り所持金70円……もうダメば……』『7面へつづく!』

迷えるボスよ……
品川青色申告会へ
行きなさい

そこで
税金の神々の
御力をお借り
するのです……

青色申告者の特典 『青色申告特別控除』の制度とは？

【青色申告特別控除とは？】

青色申告者に対しては種々の特典がありますが、その一つに所得金額から最高65万円又は10万円控除される青色申告特別控除制度があります。なお、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額が控除金額より少ない場合には、その金額が限度になります。ただし、この合計額とは損益通算前の黒字の所得金額の合計額をいいますので、いずれかの所得に損失が生じている場合には、その損失をないものとして合計額を計算します。

【青色申告特別控除の改正】

平成30年度の税制改正により令和2年分以後の所得税について大きな改正がありました。『働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入のみ適用される「給与所得控除」及び「公的年金等控除」の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除額が、10万円引き上げられます。(ただし合計所得金額が2千4百万円を超えると基礎控除額が通減)』
 実は、この改正にあわせて『**青色申告特別控除65万円が55万円に引き下げられました！ただしイータックスで期限内申告を行うなど、一定の条件を満たす事で65万円控除が可能となります。**』
 なお青色申告特別控除10万円に関しては、特に改正されていません。

【青色申告特別控除 55万円の要件とは？】

55万円の要件とは？

- 1、不動産所得、又は、事業所得を生ずべき事業を営んでいること。
- 2、1、の所得に係る取引を【正規の簿記の原則(一般的には、複式簿記)】により、記帳していること。
- 3、2、の記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること。

(注) 不動産所得のみの方は、事業的規模(下記参照)が55万円控除の要件になります。

また、現金主義を選択・適用されている方も、55万円控除を受けられません。詳細はお問い合わせ下さい。

【青色申告特別控除 65万円の要件とは？】

65万円の要件とは？

- 1、55万円の青色申告特別控除の要件に該当していること
- 2、次のいずれかに該当していること
- (1) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までに【イータックス(国税電子申告・納税システム)】を使用して行うこと。

(2) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。なお、電子帳簿保存は事前申請が必要となります。また保存方法には、一定の要件が定められています。

【青色申告特別控除 10万円の要件とは？】

10万円の要件とは？

この控除は、55万円控除及び65万円控除の要件に該当しない青色申告者が受けられます。

【青色申告特別控除は 何に影響するのか？】

所得税、住民税、社会保険料(国民健康保険料など)に影響してきます！

その為、『10万円控除』と『65万円控除』の適用の違いは支出する金額に大きく影響を与えます！

例 年齢45歳、課税総所得3百万円の場合

所得税、住民税、国民健康保険の保険料等に影響する為、10万円控除に比較し、少なくとも見積もっても15万円以上支出が抑えられます！

会員の皆様「安心下さい！」

次頁で、改正65万円控除に対応した会員サポートをお知らせしています

～ 不動産所得 ～
事業的規模における
(形式基準)の例示

- ① アパート等の場合…貸与することが出来る独立した室数がおおむね10以上
 - ② 独立家屋の場合……おおむね5棟以上
- ※上記の形式基準に該当しない場合等は、実質の貸付規模で判定します。

レイワ02-65万円大戦⑤・「神器・代理送信」

ボスは品川青色申告会で税金の神々と契約を結び、この世にたった一つだけ存在する、「神器・代理送信」を手に入れたのだっ！

(注)「神器・代理送信」は現在ボスが頭に装着しており、

使用する事ができません。

会員の皆様は同様のサポート力を持つ、東京税理士会品川支部の先生方のお力添えによる「代理送信(下記参照)」をお申込み頂けます！



青色申告特別控除・
65万円控除を希望
される会員の皆様へ！

代理送信がおすすめ！

当会会員の皆様は後述する税理士による『イータックス代理送信』をお申込み頂く事で「電子申告」要件を満たします。その為その他の要件(7面参照)を併せて満たすことにより、65万円控除の適用が今後受けられます。

通常の確定申告における
65万円控除を希望される方

(1)『決算申告サポート開始日』

『3月10日頃』までの期間に限り、東京税理士会品川支部の先生方にご協力頂き、税理士によるイータックス代理送信のサポートを無料でお申込み頂けます。

煩わしいパソコン操作など一切必要ありません。また、代理送信にあたっては、マイナンバーカードも必要ありません。皆様はお申込書にご署名して頂くだけで『イータックス代理送信』が無料で行えますので、ぜひご利用下さい。

(2) (1)以外の期間に関しては、マイナンバーカードを取得し、ご自身によるイータックス送信(本人送信)又は、所轄税務署へ事前申請を行ったうえで、電子保存要件を満たす必要があります。詳細はお問い合わせ下さい。

死亡・出国に伴う
準確定申告における
65万円控除を希望される方

65万円控除の適用を受ける為には、通常の確定申告と同様に、イータックスによる申告等が条件となります。

その方の状況により申告期限が異なりますので、詳細はお問い合わせ下さい。

メール詳細の発行

当会を通してイータックスの代理送信を行った方で、公的な証明「メール詳細」が必要な方は、左記の通りとなります。詳細はお問い合わせ下さい。

1、平成30年分以降は、原則として当会にて発行が行えます。

※ご自身で送信されている場合は、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。

2、平成29年分以前は、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。

税理士による代理送信は、
受付期間が決まっておりますのでご注意下さい！
期間外の対応に関しては、
お問合せ下さい。



令和2年分確定申告で注意すべき主な改正論点など

【医療費控除に関して】

医療費控除が明細書の添付方式に完全移行しました。領収書は添付しないで5年間保存する必要があります。

【基礎控除引き上げに関して】

基礎控除が10万円引上げられました。ただし、合計所得金額が2千4百万円を超えると通減調整が行われます。

【基礎控除引上げに関連する項目】

- (1) 給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ10万円引下げられると共に、上限額が見直されました。
- (2) 青色申告特別控除額が改正されました(7面参照)
- (3) 給与所得控除等の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額要件※がそれぞれ10万円引上げられました。扶養親族等に該当するか否かの判定にご注意下さい。

※改正後「同一生計配偶者、扶養親族：48万円以下」

- 『源泉控除対象配偶者：95万円以下』
- 『配偶者特別控除の対象となる配偶者：48万円超、百33万円以下』
- 『勤労学生：65万円以下』
- (4) 所得金額調整控除が創設されました。(次項参照)

【所得金額調整控除】

- (1) 給与収入が、8百50万円超の居住者で、かつ、一定の要件に該当すると給与所得の調整控除が行われます。
- (2) 「給与所得」と「公的年金等に係る雑所得」両方の収入があり、その2つを合計した所得が10万円を超える場合に給与所得の調整控除が行われます。

【寡婦控除の改正・ひとり親控除の創設】

寡婦控除が改正されました。(特別寡婦廃止、合計所得金額5百万円以下の要件追加、事実婚者がいない要件の追加)未婚のひとり親も控除対象となる「ひとり親控除」が創設されました。

【助成金等の課税関係】

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連し、国等から支給される以下の助成金等は、**事業所得等に区分されます**。

(1) 所得税、住民税、国民健康保険などに影響するもの

- ① 持続化給付金(事業所得者向け) ② 家賃支援給付金
- ③ 農林漁業者への経営継続補助金
- ④ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援
- ⑤ 東京都の感染拡大防止協力金 ⑥ 雇用調整助成金
- ⑦ 小学校休業等対応助成金 ⑧ 小学校休業等対応支援金
- (2) 帳簿への記帳に関して
通常の売上と区分しましょう(雑収入科目を使用)
- (3) 消費税は課税されません。
誤りが起きない様、決算書の特殊事情欄に助成金名称、金額等を記載しましょう!

【消費税法の改正】

- (1) 令和2年10月1日以後に行われる(経過措置あり)、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除が制限。一定の居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象となりません。また、改正に伴い適用を受けた建物を一定期間内に転用や譲渡した場合に調整されることになりました。
- (2) 令和2年4月1日以後に行われる、住宅の貸付に係る非課税範囲が見直されました。その貸付けに係る契約において「人の居住の用」に供することが明らかな場合に、消費税が非課税とされていますが、その契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合について、消費税を非課税とすることとされました。

確定申告へ向けて、事務局からお知らせ!

- ・ 決算ポイント説明会の中止に伴い、例年1月20日から開始していた**決算・申告サポート開始日**を早める予定です。
- ・ **5室以上**(前回までは8室以上)の**不動産貸付がある方へ事前情報提供のご案内**を10月以降順次発送予定です。



【参考事項】

品川区民1人あたり、3万円〜5万円が給付された「しながわ活力応援給付金」は、給付を受けた方の「一時所得」となります。

一般社団法人品川青色申告会
青年部 部長 近森 章宏

令和元年度青年部定時総会結果報告について

令和2年7月22日午後4時30分より、令和元年度青年部定時総会を開催いたしました。

今回は新型コロナウイルス感染症対策の観点から書面による事前の議決権の行使を強く推奨させて頂きましたので、出席者は部長と副部長の2名のみでした。

定刻となり、書面による議決権行使者が20名※である事を確認し、審議が行われました。審議の結果すべての議案について、原案どおり承認可決されましたことをご報告申し上げます。

また、部員の皆様からはコロナ禍による運営に関する労いのお言葉や今後青年部を中心に会員さんのための活動要望などを意見書にて頂戴いたしました。今後の活動内容に関しては、現在未定となっておりますが、感染症の状況を踏まえ委員会で協議し、皆様にご報告申し上げます。

今後も青年部の活動にご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

※その他に総会開催後に郵送された無効議決権数2名。

決議事項

- 第1号議案 令和元年度 事業報告承認の件
第2号議案 令和元年度 収支決算等承認の件
第3号議案 令和2年度 事業計画案承認の件
第4号議案 令和2年度 収支予算案承認の件

※第3号・第4号議案に関しては、前年度実績をベースに予算計上等を行いました新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度の活動を今後も縮小した場合、大幅に変動する可能性があることをご報告し、承認されました。

- 第5号議案 新役員選任(案)承認の件
部 長：近森 章宏 氏
副部長：塚田 毅 氏、松澤 剛 氏
会 計：神野 吉弘 氏、永井 恵一郎 氏
(五十音別)

※前役員が全員留任となりました。

一般社団法人品川青色申告会
女性部 部長 飯村 久子

令和元年度女性部定時総会結果報告について

令和2年7月22日に開催されました、令和元年度女性部定時総会について、すべての議案について以下の通り可決されたことのご報告をさせていただきます。

これからも女性部の活動にご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

決議事項

- 第1号議案 令和元年度 事業報告承認の件
第2号議案 令和元年度 決算報告承認の件
第3号議案 令和2年度 事業計画案承認の件
第4号議案 令和2年度 予算案承認の件
第5号議案 役員改選の件

	行使された 議決権数	賛成	反対	
第1号議案	29	29	0	可決
第2号議案	29	29	0	可決
第3号議案	29	29	0	可決
第4号議案	29	29	0	可決
第5号議案	29	29	0	可決

※ 女性部員数(令和2年5月1日現在) 50人

※ 部員1名につき議決権1つとして計算しています。

この度の役員改選におきまして、新たに副部長に伊藤様、会計に松本様、委員に山崎様が就任されました。

また、長らく女性部の活動にご協力をいただきました、三浦さまが委員を退任されました。

今後も、女性部の活動にご意見ご協力をいただける部員を随時募集をしてまいりますので、皆様のご参加をお待ちしております。

女性部新役員

- 部 長 飯村 久子 氏
副部長 鈴木 美恵 氏
副部長 伊藤 泰子 氏 (委員より)
会 計 南 朝子 氏
会 計 黒須 幸子 氏
会 計 松本 世以子 氏 (委員より)
委 員 清水 文江 氏
委 員 大石 紀子 氏
委 員 山崎 恵子 氏 (新任)

ご存知ですか？会計ソフトで作成したデータを印刷して保存する必要(帳簿の保存義務)があります！

帳簿書類の保存方法は、原則として紙による保存が必要です。その為、パソコン会計ソフトを利用している方も、帳簿書類を印刷し、保存が必要となります。

※電子媒体による保存は、税務署への申請を行い、定の要件を満たす事で認められます。

(一社)品川青色申告会では、ブルーリターン等の一部のパソコン会計について、帳簿等の印刷サービスを行っております。どうぞお気軽にご利用下さい。

(注)帳簿とは…

【例】総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳 など

こんな方にお勧めです!!



- ・パソコン操作に自信がない方。
- ・プリンターが自宅にない方、壊れて使えなくなった方。
- ・時間がない方や面倒で印刷していない方 等…

●対応ソフト…

☆『ブルーエイト』☆『ブルーリターン』

☆『やよいの青色申告20、以前の方』

●印刷内容…損益計算書・貸借対照表・

総勘定元帳・仕訳帳

●代 金…五千円

※昨年度の会計データをお持ち下さい。

また、年次更新等が行われていない場合には、年次更新もいたします。

その他、ご不明な点等は、(一社)品川青色申告会までご連絡下さい。

(注)印刷及び年次更新は、パソコンによって、対応できない場合がございます。

青年部の部員なら帳簿作成代が割引!!

(詳細はお問合せ下さい)

青年部

青年部の仲間になって、研修会や親睦会に参加しましょう!



青年部は、税務研修会や親睦会を深めるレクレーション活動を通して、異業種間交流を深める為の貴重な情報交換の場となっています。入部に関しては、年齢不問で、青年から元青年!まで、オールOKです!

部員の皆さんは、気さくな方が多いのでご安心下さい。直ぐに仲良くなれるはずです。

地域の頼れる先輩方と一緒に有意義な時間を過ごしましょう!

年会費(部費)は、年間三千元。皆様の入部をお待ちしています。

青年部は、部員の記帳をサポートする為に、部員特典をご用意しています。詳細はお問合せ下さい。

- ★簿記教室等が何回でも無料受講
- ★レンタル会計ソフト半年間無料
- ★帳簿印刷代行割引サービス
- ※その他にも部員特典あり!

女性部

女性部の仲間になりませんか?



私達女性部は、(一社)品川青色申告会の女性事業主や専従者等で構成されています。

簿記の講習や改正税法のお勉強会はもちろん、夏は納涼会、冬は年末懇親会など、時節に応じて様々な活動を行っています!

和気藹々と皆で楽しんでいます!年会費(部費)は千二百円です。皆様の入部をお待ちしています。

よろず発信☆リターンズ

44回目



皆さん、こんにちは。今回の会報は3ヶ月合併号となっております。

さて、合併号になっていく裏事情ですが、今まで役員の皆様にボランティアで会報配付をお願いしておりました。しかし、新型コロナウイルスの感染状況から考えると、配付再開のお願いをするわけにもいかず、郵送コストが増加している状況です。そこで、苦肉の策として発行回数を減らしています。その為、今後更なる発行回数削減になるかも…

さらに突っ込んだお話をすると、これまで秋は様々な行事を行っていましたが、中止や延期が決定しましたので、告知する内容も、今年はうすくなっているところです。

…とは言え、ネタは作ろうと思えばいくらでも作れます。そこで会報を含めた新しいプロジェクトを現在企画中であります!!詳細が決定したら、皆様に報告いたします。

今回の会報には、固定資産税等の軽減措置継続に関する陳情ハガキを同封しておりますので、皆様ぜひ協力下さい!また、アンケート用紙も同封しておりますので、皆様方から忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。

それこそ4コマ漫画のネタにした通り、我々が至らない点に関して、お叱りの言葉などをいただくかもしれません。また、我々職員では気づかないご要望などがあるはずで、私は、厳しいご意見をいただく事でより良い会に成長できると信じています。正直厳しい事を言われたら、やはり落ちこむでしょう。それでも、指摘して頂くことは、大変ありがたい事だと思っています。たくさんのご意見お待ちしております!

次回の会報は、確定申告に向けた準備に関する記事が多くなる予定です。記帳方法などご不明な点は、なるべく年内にご相談下さい。よろしくお願ひします。【事務局 津留】

事務局からお知らせ

【転居や結婚された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は、変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要す場合があります。

※引っ越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属出来ます。最寄りの青色申告会へ異動を希望される方はお申し付け下さい。

※ご結婚等により氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。なお、氏名変更後に旧姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居の場合は税務署へ届出書の提出が必要となります。
※所轄税務署が変更された場合、税金の引き落とし口座を改めて提出する必要があります。

③事務局にて各種届出書作成サポートを行っております。
印鑑をお持ち下さい。

【死亡又は出国された方など】

★死亡された方や一年以上出国される方は原則として、一定期間内に『準確定申告』が必要です。詳細はお問い合わせ下さい。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として通常通り確定申告をする必要があります。

そのため、翌年3月まで当会に在籍して頂き、決算・申告サポートご利用をお勧めしております。詳細はお問い合わせ下さい。

【退会に関して】

★廃業その他の理由により退会を希望される方は、当会へお申し出下さい。廃業届等を税務署へ提出する必要があります。

★認印をご持参の上、当会へお越し下さい。

★退会日は「退会通知兼連絡受付表」を提出された日となります。郵送提出の場合は消印日となります。

(注)入退会時における会費の請求期間は、その方の状況により異なります。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★慶弔規定により、祝金(ご本人等のご結婚)・弔慰金(ご本人等の死亡)を会よりお渡します。※その事実から3ヶ月以内にご連絡頂く事が条件です。詳細はお問い合わせ下さい。

【土曜日営業について】

★4月、6月、12月までの第一土曜日(祝祭日を除く)は、通常営業致します。

【次年度受付予約時間について】

★サポート時に次年度の(仮)受付予約時間を頂いております。ご協力下さい。なお、仮の受付予約時間となります。

人数調整の結果、ご予約日時が変更される可能性がありますので予めご了承下さい。

【駐車場について】

★車で来局予定の方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

ただし、事務局の直ぐ隣りにあった有料駐車場は数年前に閉鎖されていきますのでご注意下さい。

また、近隣にあるその他の有料駐車場は満車である事が多いので、交通機関や自転車等での来局をお勧め致します。

**品川署・荏原署が
所轄税務署の方へ
書類お預り期間
延長のお知らせ**

ほらっ！
アンタの大事な書類だよ
実はアタイが3月まで守ってたんだ

これからはアンタが
大事に守っていくんだよ

あ、ありがとう
アネゴさん

若かりし頃の先輩

先輩の先輩：アネゴさん

決算・申告サポート時に、
インターネットの代理送信ではなく、
清書した確定申告書を事務局から【品川税務署】又は【荏原税務署】へ提出された方(申告書にご署名を頂いた方)は…

令和元年分の税務署収受印が押印された決算書・申告書の返却期間に関して、**令和3年3月31日までに期間を延長致しましたので、次回の決算申告サポートの際にご返却する事が可能となっております。**
詳細はお問合せ下さい。